

2-(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

- 昭和46. 6. 21総理府令35
一部改正, 昭和49. 9. 30総理府令65 (総水銀, 水銀)
昭和49. 11. 19総理府令70
昭和50. 2. 3総理府令3 (P C B追加)
平成元. 4. 3総理府令19 (T C E, P C E追加)
平成5. 8. 27総理府令40 (海域にかかる窒素・^{りん}燐追加)
平成5. 12. 27総理府令54 (ジクロロメタン等13項目追加)
平成13. 6. 13環境省令21 (ほう素, ふっ素, アンモニア等化合物追加)

ア 人の健康の保護に関する項目 (有害物質)

項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	0.2mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海 域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海 域 15mg/L
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L (注2)

注1 排水量に関係なく全ての特定事業場に適用される

注2 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

イ 生活環境の保全に関する項目

項 目		許 容 限 度
pH（水素イオン濃度）	川，湖沼	5.8～8.6
	海 域	5.0～9.0
BOD（生物化学的酸素要求量）	最 大	160 mg/L
	日間平均	120 mg/L
COD（化学的酸素要求量）	最 大	160 mg/L
	日間平均	120 mg/L
SS（浮遊物質質量）	最 大	200 mg/L
	日間平均	150 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱 油 類	5 mg/L
	動植物油脂類	30 mg/L
フェノール類含有量		5 mg/L
銅 含 有 量		3 mg/L
亜鉛 含 有 量		2 mg/L
溶解性鉄含有量		10 mg/L
溶解性マンガ含有量		10 mg/L
クロム含有量		2 mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量	最 大	120 mg/L
	日間平均	60 mg/L
りん 含有量	最 大	16 mg/L
	日間平均	8 mg/L

注1 この表に掲げる排出基準は、一日当たりの平均的な排水の量が50m³以上の特定事業場に適用される。

注2 BODは、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用され、CODは、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用される。

注3 窒素及びリンの適用水域

(1) 窒素

・海域

八代海，鹿児島湾，名瀬港，中甕浦，焼内湾，久慈湾及び篠川湾，薩川湾，諸鈍湾，三浦湾，笠利湾（H5.8.27設定 H5.10.1施行）

・湖沼

鶴田ダム貯水池（さつま町他）（H10.6.23設定 H10.8.1施行）

(2) りん

・海域

八代海，鹿児島湾，名瀬港，中甕浦，焼内湾，久慈湾及び篠川湾，薩川湾，諸鈍湾，三浦湾，笠利湾（H5.8.27設定 H5.10.1施行）

・湖沼

高隈ダム貯水池（鹿屋市），高川ダム貯水池（出水市），鶴田ダム貯水池（さつま町他），池田湖（指宿市），鰻池（指宿市），蘭牟田池（薩摩川内市），鯉崎池（薩摩川内市），南部ダム貯水池（天城町）（S60.5.30設定 S60.7.15施行）

伊仙中部ダム貯水池（伊仙町）（H10.6.23設定 H10.8.1施行）

大川ダム貯水池（奄美市），西京ダム貯水池（西之表市），永吉ダム貯水池（日置市，鹿児島市），竹山ダム貯水池（霧島市），須野ダム貯水池（奄美市），神嶺ダム貯水池（徳之島町）（H16.5.24設定 H16.6.1施行）